南相馬市地域防災計画

【原子力災害対策編】

目　　次

第１章　総則 ･･･ 1
　第１節　計画の目的及び位置付け･･･ 1
　第２節　計画の運用 ･･･ 1
　第３節　災害の想定 ･･･ 1
　第４節　原子力災害対策重点区域の範囲･･････････････････････････････････････ 2
　第５節　原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施･････････ 4
　第６節　防災関係機関の事務又は業務の大綱･････････････････････････････････ 6
　第７節　本県以外で発生した原子力災害への対応･････････････････････････････ 11
第２章　原子力災害事前対策 ･･ 12
　第１節　原子力事業者との防災業務計画に関する協議等･････････････････････････ 12
　第２節　国、県等との連携 ･･ 12
　第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え･････････････････････ 13
　第４節　情報の収集・連絡体制等の整備･････････････････････････････････････ 13
　第５節　緊急事態応急体制の整備･･･ 16
　第６節　避難活動体制の整備 ･･･ 19
　第７節　飲食物の出荷制限、摂取制限等･････････････････････････････････････ 22
　第８節　緊急輸送活動体制の整備･･･ 22
　第９節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備･････････････････････ 22
　第 10 節　住民等への的確な情報伝達体制の整備･････････････････････････････ 23
　第 11 節　業務継続の取り組み ･･ 23
　第 12 節　原子力防災等に関する知識の普及・啓発及び国際的な情報発信･･････････ 23
　第 13 節　防災業務関係者の人材育成･･･ 24
　第 14 節　防災訓練等の実施 ･･･ 25
　第 15 節　災害復旧への備え ･･･ 26
第３章　緊急事態応急対策 ･･･ 27
　第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保･････････････････････ 27
　第２節　活動体制の確立 ･･･ 34
　第３節　屋内退避、避難等の防護措置･･･ 39
　第４節　治安の確保及び火災の予防･･ 45
　第５節　飲食物の出荷制限、摂取制限等･････････････････････････････････････ 45
　第６節　緊急輸送活動 ･･･ 46
　第７節　救助・救急、消火及び医療活動･･････････････････････････････････････ 47
　第８節　住民等への的確な情報伝達活動･･････････････････････････････････････ 47
　第９節　自発的支援の受入れ等 ･･･ 48
　第 10 節　行政機関の業務継続に係る措置･････････････････････････････････････ 49
第４章　原子力災害中長期対策 ･･･ 50
　第１節　緊急事態解除宣言後の対応･･ 50
　第２節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定･･････････････････ 50
　第３節　放射性物質による環境汚染への対処･･････････････････････････････････ 50
　第４節　各種制限措置の解除 ･･･ 50
　第５節　災害地域住民に係る記録等の作成･････････････････････････････････････ 50

第６節　被災者等の生活再建等の支援･･･ 50
第７節　風評被害等の影響の軽減･･･ 51
第８節　被災中小企業等に対する支援･･･ 51
第９節　心身の健康相談体制の整備･･ 51

第１章　総則

第１節　計画の目的及び位置付け

第１　計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２　計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画、「原子力災害対策指針」（以下「対策指針」という。）及び福島県地域防災計画、防災関係機関が作成する防災業務計画との緊密に連携を有したものである。

第２節　計画の運用

第１　計画の作成・修正に際し遵守すべき指針

本計画の作成又は修正に際しては、原災法第６条の２第１項の規定により、原子力規制委員会が定める「対策指針」を基本としつつ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 64 条の２に定める特定原子力施設に指定された福島第一原子力発電所の状況なども十分考慮して対応する。

第２　計画の周知徹底

本計画は、市民、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第３　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第３節　災害の想定

第１　原子力施設

本計画の基礎となる災害の想定は、廃止措置が決定された福島第一原子力発電所及び運転を停

止している福島第二原子力発電所において重大な事故等が発生し、それに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる原子力災害とする。

【本計画で対象とする原子力施設】

原子力発電所	東京電力ホールディングス株式会社※　福島第一原子力発電所
	東京電力ホールディングス株式会社※　福島第二原子力発電所

※以下「東京電力ＨＤ(株)」という。

なお、特定原子力施設である福島第一原子力発電所については、対策指針において、「他の実用発電用原子炉施設とは異なり、新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、周辺住民が受ける放射線影響は、他の実用発電用原子炉施設と比べて十分小さい」とされている。

第２　複合災害への対応

本計画は、原子力災害のみの単独災害のほか、地震や津波等との複合災害も対象とするが、原子力災害以外の災害による想定は、総則・災害予防対策編に拠るものとする。

第４節　原子力災害対策重点区域の範囲

第１　原子力災害対策重点区域

住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要となる。この対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。

原子力災害対重点区域として、ＰＡＺとＵＰＺの２つが設定される。

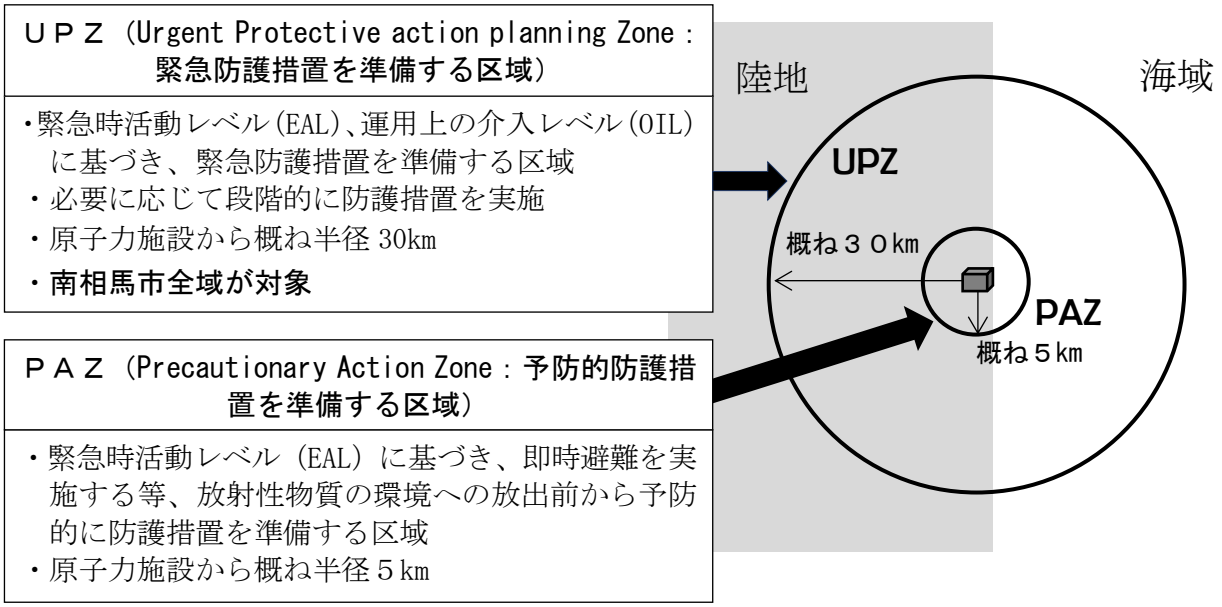

第２　本市の区域設定

本市域は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所から、30km 圏内に含まれているため、市全域を「緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）」とする。

なお、特定原子力施設である福島第一原子力発電所に係る重点区域としては、対策指針によりＰＡＺは設定されていない。

【原子力災害対策重点区域】

東京電力ＨＤ(株)　福島第一原子力発電所	**【緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）】**
東京電力ＨＤ(株)　福島第二原子力発電所	**南相馬市全域**

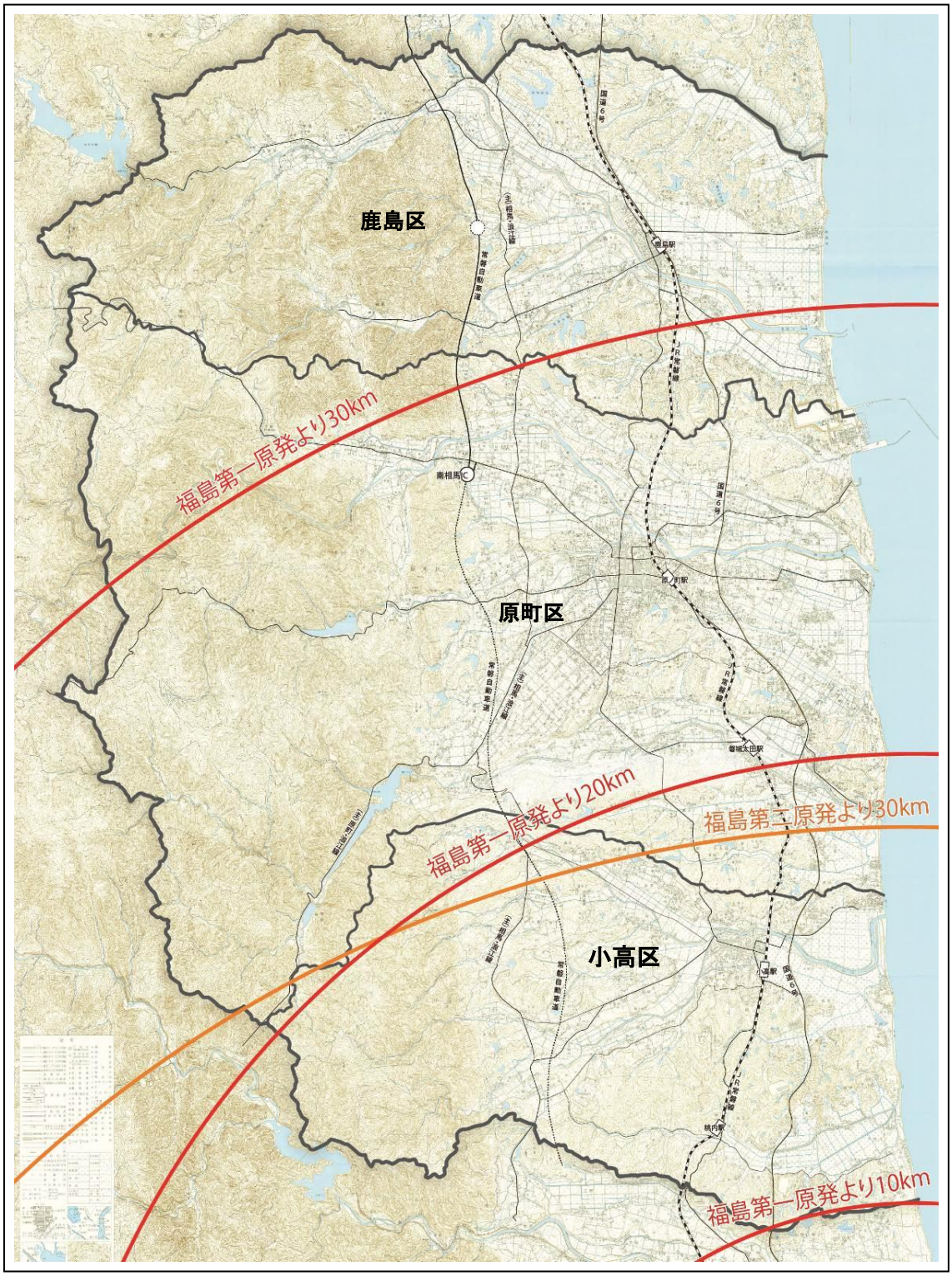

第５節　原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第１　防護措置の基本

住民を放射線の影響から防護するための防護措置は、緊急事態区分、重点区域（ＰＡＺ・ＵＰＺ）、判断基準（ＥＡＬ・ＯＩＬ）等の組み合わせに応じて実施する。

１　放射性物質放出前

原子力災害が発生した初期対応段階においては、緊急事態の区分により予防的防護措置を実施する。

原子力災害の緊急事態の区分は、次の３段階に区分されている。

緊急事態の区分	緊急時活動レベル
警戒事態	県で震度６弱以上、大津波警報など
施設敷地緊急事態	全ての交流電源喪失など
全面緊急事態	全ての電源喪失など

２　放射性物資放出後

放射性物質放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

※運用上の介入レベル（ＯＩＬ）は、第３章第４節第１を参照のこと。

第２　市での防護措置

各原子力施設の災害に際し、市が行う防護措置は、次の図表のとおりである。

【ＥＡＬ・ＯＩＬに基づく防護措置の対応イメージ】

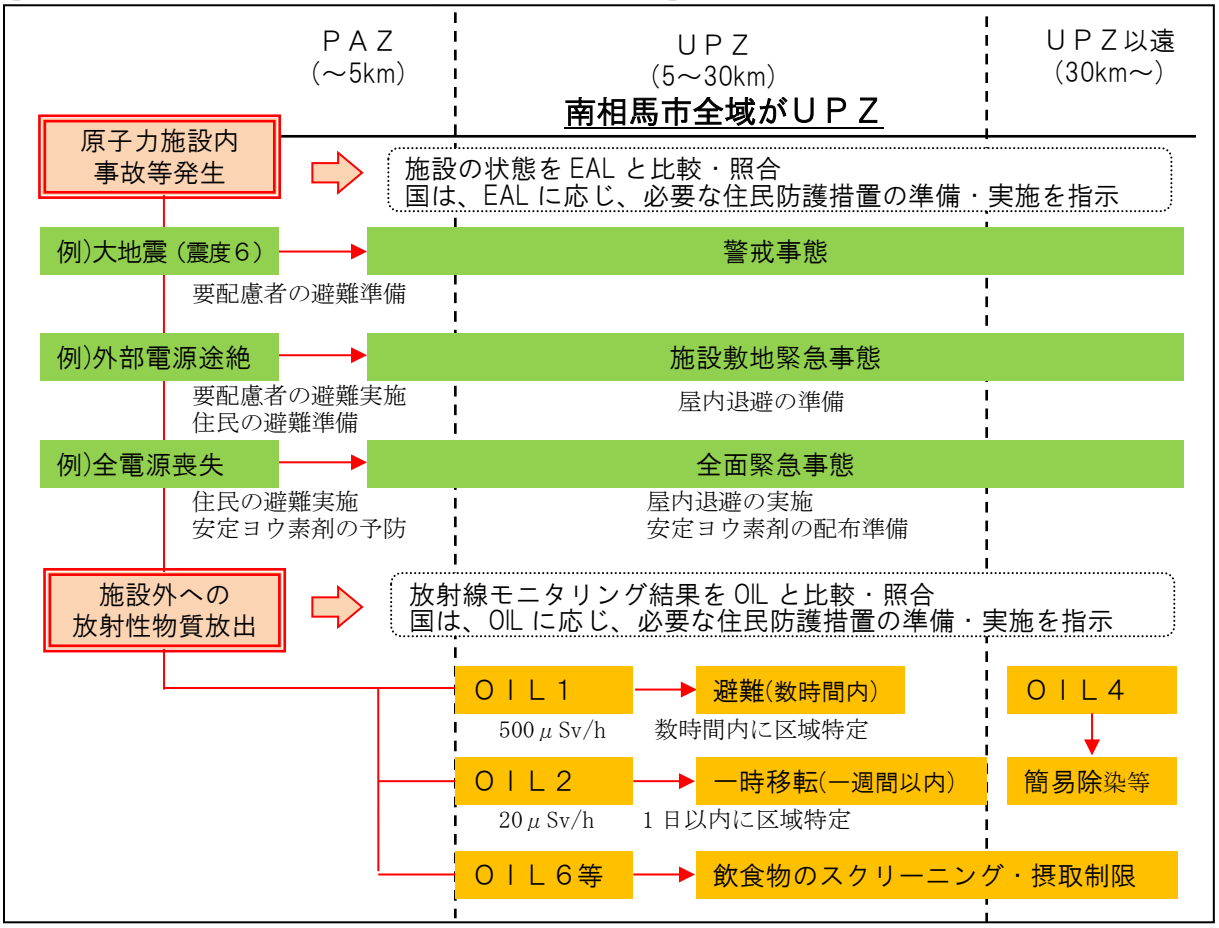

【本市における防護措置等】

判断基準		南相馬市		
		福島第一原子力発電所での災害		
			福島第二原子力発電所での災害	
		避難指示区域でない区域	避難指示区域	避難指示区域でない区域
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）	警戒事態	－	・一時立入を中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	－
	施設敷地緊急事態	屋内退避を準備	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備
	全面緊急事態	屋内退避を開始	－	・屋内退避を開始 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)
空間放射線量率の実測値に応じた判断（ＯＩＬ）	500μSv/h（ＯＩＬ１）	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	－	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
	20μSv/h（ＯＩＬ２）	１日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	－	１日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

第６節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第１　南相馬市

事務又は業務の大綱	
南相馬市	1　住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2　通信連絡網の整備に関すること。 3　原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4　原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5　事故状況の把握及び連絡に関すること。 6　県の緊急時モニタリング活動の協力に関すること。 7　住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8　県の原子力災害医療活動に対する協力に関すること。 9　飲食物の摂取制限等に関すること。 10　輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 11　各種制限措置等の解除に関すること。 12　損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。
南相馬市 教育委員会	1　児童、生徒に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 2　児童、生徒の安全の確保に関すること。 3　退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 4　小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。
南相馬市立総合病院	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

※ 南相馬市では、南相馬市立総合病院が「原子力災害拠点病院」として位置付けられている。

第２　相馬地方広域消防本部

事務又は業務の大綱
1　広報車等による住民に対する広報に関すること。 2　住民避難等の誘導に関すること。 3　救急、救助活動の実施に関すること。 4　防護対策地区の防火活動に関すること。

第３　福島県

事務又は業務の大綱	
福島県	1　県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2　緊急時通信連絡網の整備に関すること。 3　原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。

	４　原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 ５　事故状況の把握及び連絡に関すること。 ６　緊急時モニタリングに関すること。 ７　緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。 ８　市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。 ９　原子力災害医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。 10　飲食物の摂取制限等に関すること。 11　輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12　汚染物質の除去等に関すること。 13　各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。 14　市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。 15　防災関係機関との連絡調整に関すること。
福島県教育庁	１　県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 ２　児童、生徒の安全確保に関すること。 ３　退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 ４　小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。
福島県警察本部 南相馬警察署	１　情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民等への伝達に関すること。 ２　避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること。 ３　交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。 ４　犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。

第４　指定地方行政機関

機関	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	１　災害状況の把握と報告連絡に関すること。 ２　警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 ３　関係職員の派遣に関すること。 ４　関係機関との連絡調整に関すること。
東北財務局 福島財務事務所	１　民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 ２　地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ３　災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。
東北農政局	１　農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 ２　農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 ３　応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
関東森林管理局	１　国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。 ２　国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。

東北経済産業局	１　工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 ２　災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 ３　産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
東北運輸局福島運輸支局	１　交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 ２　緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 仙台空港事務所 福島空港出張所	１　航空機の安全航行に関すること。 ２　原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
福島地方気象台	１　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
福島海上保安部	１　船舶に対する広報に関すること。 ２　海上における治安の維持に関すること。 ３　海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 ４　海上における救助・救急に関すること。 ５　緊急輸送を行うための支援に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北地方整備局 磐城国道事務所	１　国道の通行確保に関すること。 ２　道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
福島労働局	１　労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 ２　労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。

第５　自衛隊

機関	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	１　災害応急救護に関すること。 ２　空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 ３　海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 ４　原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

第６　指定公共機関及び指定地方公共機関

機関	事務又は業務の大綱
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	１　原子力災害医療活動に関すること。 ２　専門機関との連携強化に関すること。 ３　専門家の派遣に関すること。 ４　緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 ５　避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 ６　住民相談窓口の設置等に関すること。 ７　災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	１　関係機関との連携強化に関すること。 ２　専門家の派遣に関すること。 ３　緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 ４　避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 ５　住民相談窓口の設置等に関すること。 ６　災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
東日本電信電話(株) 福島支店 ＮＴＴｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ(株) ㈱ＮＴＴドコモ 東北支社 ＫＤＤＩ(株) ソフトバンク(株)	１　通信の確保に関すること。 ２　災害時優先電話に関すること。 ３　仮設回線の設置に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社 福島県支部	１　医療班救護チーム等への派遣に関すること。 ２　義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	１　災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 ２　原子力防災に関する知識の普及に関すること。
日本通運(株)福島支店 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (公社)福島県バス協	緊急輸送に対する協力に関すること。

会 福島交通㈱ 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (公社)福島県トラック協会（相双支部）	
東日本高速道路(株) 仙台管理事務所	１　利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 ２　緊急輸送に対する協力に関すること。 ３　高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む）に関すること。
(一社)福島県医師会、(一社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
東北電力(株) 相双電力センター	１　電力供給施設の災害予防及び防災管理に関すること。 ２　災害時における電力供給の確保に関すること。 ３　被災電力施設の復旧に関すること。

第７　東京電力ＨＤ（株）

事務又は業務の大綱
１　原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。 ２　原子力施設の防災管理に関すること。 ３　従業員等に対する教育、訓練に関すること。 ４　関係機関に対する情報の提供に関すること。 ５　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 ６　緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。 ７　原子力災害医療活動に関すること。 ８　県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

第８　その他の公共的団体

機関	事務又は業務の大綱
ふくしま未来農業協同組合 相馬双葉漁業協同組合（鹿島支所） 原町商工会議所 小高商工会 鹿島商工会	１　事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 ２　農畜水産物の出荷制限に関すること。 ３　燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設への燃料の優先的な供給に関すること。
（一社）相馬郡医師会、相馬歯科医師会、相馬薬剤師会	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

相馬ガス(株) 原町地区エルピーガス保安協議会	１　災害時における防災広報、施設の点検等予防処置に関すること。 ２　ガス消費設備の安全指導の徹底に関すること。 ３　応急燃料の確保に関すること。 ４　被災地におけるガス供給の確保に関すること。 ５　被災ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。

第７節　本県以外で発生した原子力災害への対応

市は、県外で原子力災害が発生した場合、原子力規制委員会の判断を踏まえ、住民の安全を確保するため、本計画に定める対策等に準拠して事務又は業務を行う。

第２章　原子力災害事前対策

第１節　原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

第１　原子力事業者防災業務計画との整合

市は、原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、市地域防災計画と整合性を考慮し、速やかに意見を文書で回答する。

第２　原子力事業者の県への届出内容の受領

市は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。

第２節　国、県等との連携

第１　地域原子力防災協議会との連携

福島地域においては、関係府省庁、県、市町村等を構成員等とする「福島地域原子力防災協議会」が設置され、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体化を検討している。

市は、この検討内容を踏まえ、市地域防災計画、避難計画の具体化・充実化に努める。

第２　原子力防災専門官との連携

市は、本計画の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図り実施する。

【原子力防災専門官】

原災法第 30 条に基づき内閣府に設置され、オフサイトセンターに常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画作成に係る指導・助言等を行い、緊急事態が発生した際は、初動時において現地事故対策連絡会議の議長として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務に当たる。

第３　上席放射線防災専門官との連携

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り実施する。

【上席放射線防災専門官】
平常時は、オフサイトにおける環境放射線モニタリングに係る業務及び原子力事業者の放射線測定設備の検査等の業務を行っている。
緊急事態が発生した際は、関係自治体の協力を得ながら、緊急時モニタリングセンターの立ち上げと県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整を実施する。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第１　関係機関、企業等との協定締結

市は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進める。
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、廃棄物の処理及び医薬品の供給等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

第２　関係機関や民間事業者との連携

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第３　市有財産、国有・県有財産の有効活用

市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、市有財産等の有効活用を図るとともに、市内にある国有・県有財産についても有効活用できるよう、国及び県に協力を要請する。

第４節　情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保する。
また、市と東京電力ＨＤ(株)との間で「原子力発電所に関する通報連絡要綱」に基づき、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知できるよう、連携体制を確保する。

（１）東京電力ＨＤ(株)からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
（２）防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先（電気、ガス、輸送、通信及び医療その他の公益的事業を営む法人等）

（３）防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段及び通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
（４）関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

２　機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

３　情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど職員の派遣体制を整備する。

４　東北地方非常通信協議会との連携

市は、東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

５　移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線及びアマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

６　関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第２　情報の分析整理

１　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努め、かつ、必要に応じ専門家の意見を活用する体制の整備に努める。

２　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県と連携して、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

３　防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付け管理する。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部を設置する本庁舎及び市長が指定する代替施設に適切に備え付ける。

【整備を行うべき資料】

（１）原子力施設（事業所）に関する資料
　①　原子力事業者防災業務計画※
　②　原子力事業所の施設の配置図
※の資料については、国がオフサイトセンターに備え付ける資料から、必要なものの写しを災

害対策本部に備え付ける。
（２）社会環境に関する資料
①　種々の縮尺の周辺地図
②　周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要及び統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
③　周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表及び滑走路の長さ等の情報を含む。）
④　避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力及び移動手段等の情報を含む。）
⑤　周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園・保育所、学校、診療所、病院、老人福祉施設及び障がい者施設）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
⑥　原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料（位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
⑦　オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
（３）放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
①　周辺地域の気象資料（過去の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
②　モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図
③　線量推定計算に関する資料
④　平常時環境放射線モニタリングに関する資料
⑤　周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
⑥　農林水産物の生産及び出荷状況
（４）防護資機材等に関する資料
①　防護資機材の備蓄・配備状況
②　避難用車両の緊急時における運用体制
③　安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
（５）緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
①　原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統及び関係者名リストを含む）
②　原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先及び連絡手段など）
③　状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
（６）避難に関する資料
避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

第３　通信手段・経路の多様化等

通信手段・経路の多様化等については、総則・災害予防計画編第２部第２章第２節を準用する。

第５節　緊急事態応急体制の整備

第１　緊急事態に対応した体制の整備

対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の３つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割が定められている。

市は、緊急事態の各段階のおける対応について、具体的な体制やとるべき措置について検討する。

第２　原子力発電所に係る通報連絡に関する協定による通報

市と県及び東京電力ＨＤ(株)は､｢東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定」（以下「福島第一周辺協定」という。）を締結しており、別に定められた「原子力発電所に関する通報連絡要綱」に基づき、次の連絡がなされる。

市は、この通報を受領した場合の対応について検討する。

【東京電力ＨＤ(株)からの通報連絡事項】

定期的に連絡する事項	(1) 発電所の廃止措置等の進捗状況 (2) 発電所の定期検査の実施計画及びその実施結果 (3) 発電所の停止状況 (4) 発電所の工事計画の概要 (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況 (6) 核燃料の保管状況 (7) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況 (8) 品質保証活動の実施状況
事前に連絡する事項	(1) 核燃料を輸送するとき。 (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。 (3) 福島第一立地協定第３条並びに福島第二立地協定第２条の規定による事前了解及び福島第一周辺協定第３条の規定による事前説明の対象となるものを除き、原子炉等規制法に基づく（福島第一原発においては実施計画の変更に伴う）施設の変更（一部施設の廃止を含む。）をしようとするとき。 (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップに基づく取組として、敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。 (5) その他必要と認められる事項
発生後直ちに連絡する事項	(1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原子力災害対策特別措置法第 10 条第１項及び第 15 条第１項に規定する事象が発生したとき、並びに第 25 条第１項に規定する措置を講じたとき。 (2) 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。 (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。 (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。 (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。 (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。 (7) 原子炉施設に故障があったとき。 (8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。） また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。 (9) 原子炉内で異物を発見したとき。

	(10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。 (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。 (12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。 (13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。 (14) 敷地内において火災が発生したとき。 (15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。 (17) その他必要と認められる事項

第３　原子力災害対策本部体制等の整備

１　準備体制

市は、国又は県より情報収集事態の連絡があった場合等において、速やかに職員を招集し対応できるように、必要な要員の配置等を定める。

２　災害警戒本部・災害対策本部体制

市は、本部を迅速・的確に設置・運営できるよう、本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制及び本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定める。現地災害対策本部についても同様の準備を行う。

また、防護対策の実施に備え、防護対策の指示を行うための体制や、意思決定者への情報の連絡方法と、不在時の代理者をあらかじめ定める。

第４　オフサイトセンターにおける体制

１　オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、職員の派遣体制、必要な資機材等の整備等を行う。

（１）現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が「現地事故対策連絡会議」をオフサイトセンターにおいて開催する際、市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員の指定、オフサイトセンターへの派遣手段等を定める。

（２）原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

市は、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会のもとに設置される「機能班」に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定める。

【原子力災害合同対策協議会】

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が

必要に応じ出席する。
　また、この会議のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う「機能班」を設け、国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置する。

２　オフサイトセンターの活用

　市は、原災法第 12 条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を提出する。
　また､国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として､訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

第５　長期化に備えた動員体制の整備

　市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

第６　防災関係機関相互の連携体制

　市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、原子力事業者及び原子力防災関係機関等と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。
　また、屋内退避や避難時に必要な助言や応援を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法、連絡先の共有など、必要な準備を整える。

第７　庁内の連絡体制の強化

　市は、災害対策本部に情報の集約を図るため、情報の一元化、共有化の体制を整える。
　また､本庁と各区役所や出先機関との連絡がスムーズに行えるよう､日頃から通報訓練を行う。

第８　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

　相馬地方広域消防本部は、消防の応援について他市町村との協定の締結を行うなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努める。
　また、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口及び連絡の方法の整備に努める。

第９　広域的な応援協力体制の拡充・強化

　市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援体制について、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、次の必要な準備を整える。

（１）応援先・受援先の指定
（２）応援・受援に関する連絡・要請の手順
（３）災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
（４）応援機関の活動拠点

（５）応援要員の集合・配置体制
（６）資機材等の集積・輸送体制及び後方支援等

第 10　緊急時モニタリング体制等

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築する。

【緊急時モニタリングセンター】
緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。

第 11　専門家の派遣要請手続き

市は､原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え､事態の把握のため､原災法 10 条第 2 項に基づき､必要に応じて国に対し専門的知識を有する職員の派遣要請に係る手続きを定める。

第 12　放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行う。

第 13　複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えの充実を図る。

第 14　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第６節　避難活動体制の整備

第１　避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、国の指示又は市独自の判断に基づき、住民の安全かつ迅速な屋内退避及び避難誘導を行うため避難計画を改定する。
なお、計画の改定にあたり、次の内容等を考慮する。

（１）避難計画の改定にあたっては、県が改定した広域避難計画に基づき見直す。
（２）対策指針に基づき原子力施設状況に応じた段階的な避難や緊急時モニタリングによる空間放射線率等の値により避難を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを基本とする。
（３）更なる避難を避けるため、避難先は重点区域外とする。
（４）市境を越えた広域の避難計画の策定においては、国及び県が中心となって市と受入先市町村との間の調整を図る。
（５）地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

第２　一時集合場所等の整備等

１　一時集合場所等の整備

市は、学校及び体育館等の公共施設等を対象に、一時集合場所をあらかじめ指定する。指定にあたっては、施設の放射線に対する遮蔽効果や駐車場の整備状況、地震や津波等との複合災害時の安全性等をできる限り考慮するものとし、住民への周知徹底を図る。

２　避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して、住民等の避難誘導・移送に必要な拡声器や車椅子などの避難誘導用移送用資機材及び広報車両等の確保に努める。

３　コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

４　広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、原子力災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。

第３　避難行動要支援者に関する措置

総則・災害予防対策編第２部第３章第４節を準用する。

第４　要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

１　避難誘導・移送体制の整備

市は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。

また、市は、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画の整備に努める。

なお、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意する。

２　要配慮者利用施設の体制の整備

（１）医療機関

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保及び避難時における医療の維持方法等

について定めた避難計画を作成する。

（２）社会福祉施設

介護保健施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保及び関係機関との連携方策等について定めた避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

第５　学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒（以下「生徒等」）の安全を確保するため、避難所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等について定めた避難計画を作成する。

また、市は、保護者との間で生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるよう促す。

第６　不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

集客施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

第７　住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備する。

また、住民の避難状況を把握するために、平常時から行政区長や自主防災組織リーダー等との連絡方法を定める。

なお、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市災害対策本部に避難先及び連絡先を報告するよう住民等に周知するなど、避難状況の確実な把握に努める。

第８　居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県の支援の下、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、国が整備する被災者の所在地等の情報を市と避難先の市町村が共有する仕組みを整備する。

第９　警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定し、必要な資機材や人員等を確保する。

第 10　一時集合場所等・避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法、屋内での退避等の安全確保措置の方法等について、日ごろから住民への周知徹底に努める。

また、避難の迅速な実施のため、事態の経過に応じて住民等に提供すべき情報についてあらかじめ整理する。さらに、市民防災マニュアル（防災手帳）等を通じて、避難計画の周知を行う。

第７節　飲食物の出荷制限、摂取制限等

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定める。

さらに、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の、住民への飲食物の供給体制も定める。

第８節　緊急輸送活動体制の整備

第１　専門家の移送体制の整備

市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第２　緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

また、市は、県及び県警察と協力し、緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

第９節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

第１　救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

第２　救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第３　原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、避難退域時検査及び簡易除染等原子力災害医療についての協力体制の整備を図る。

第４　安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の配布服用に備え、学校や公民館等の適切な場所への備蓄や、緊急時の配布の手順や体制を整備する。

第５　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。整備にあたっては、国、県及び原子力事業者と相互に情報交換を行う。

第６　物資の調達、供給活動体制の整備

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資について、備蓄・調達・輸送体制を整備し、供給計画を定める。

なお、備蓄については、総則・災害予防対策編第２部第２章第６節を準用する。

第 10 節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

住民等への情報伝達体制の整備については、総則・災害予防対策編第２部第２章第２節を準用する。

なお、原子力災害の特殊性に鑑み、市は、福島第一原子力発電所の事故に伴う他市町村からの避難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、避難元市町村との役割分担について明確にする。

第 11 節　業務継続の取り組み

市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合に備えて、県の協力又は市独自の協定締結による代替施設の確保に努める。

なお、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえ、業務継続計画の策定及び改定を行う。

第 12 節　原子力防災等に関する知識の普及・啓発及び国際的な情報発信

第１　普及・啓発の内容

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関するわかりやすい知識の普及と啓発に努める。

（１）放射性物質及び放射線の特性に関すること。
（２）原子力施設の概要に関すること。
（３）原子力災害とその特性に関すること。
（４）放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
（５）緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
（６）安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
（７）原子力事故発生時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
（８）一時集合場所・避難先に関すること。
（９）要配慮者への支援に関すること。

（10）緊急時にとるべき行動
（11）親戚・知人宅等の市が指定した避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること（市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡）。
（12）避難所での運営管理、行動等に関すること。

なお、その際には、要配慮者へ十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にも配慮するよう努める。

また、県、国と連携して、過去に起こった大規模災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第２　防災教育

市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施する。

第３　国際的な情報発信

市は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

第 13 節　防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等に関する研修を、必要に応じ実施するとともに、訓練等において、研修成果を具体的に確認するなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

（１）原子力防災体制及び組織に関すること。
（２）原子力施設の概要に関すること。
（３）原子力災害とその特性に関すること。
（４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
（５）モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
（６）原子力防災対策上の諸設備に関すること。
（７）緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
（８）緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
（９）原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
（10）その他緊急時対応に関すること。

第 14 節　防災訓練等の実施

第１　訓練計画の策定

１　訓練計画の策定

市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援のもと、次の防災活動について訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は市独自に行う。

（１）原子力災害対策本部等の設置運営訓練
（２）オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
（３）緊急時通信連絡訓練
（４）緊急時モニタリング訓練
（５）原子力災害医療訓練
（６）周辺住民に対する情報伝達訓練
（７）周辺住民避難訓練
（８）消防活動訓練・人命救助活動訓練

２　国の訓練への参画

原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合、市は、市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

第２　訓練の実施

１　訓練等の実施

市は、実施計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

２　総合的な防災訓練の実施

市は､原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県及び原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

第３　実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

（１）参加者に事前にシナリオを知らせない訓練
（２）訓練開始時間を知らせない訓練
（３）机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練
（４）図上演習の方法論の活用　等

また、訓練の実施にあたっては、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行う。

訓練終了後には、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

また、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しも行う。

第 15 節　災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染等に関する資料の収集・整備等を図る。

第３章　緊急事態応急対策

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示す。

なお、これら以外の場合であっても、市が設置している環境放射線モニタリングポストの値などにより、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第１　情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（立地町における震度５弱又は震度５強の地震、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれのある核物質防護情報等の通知）が発生した場合、次により連絡を行う。

※参照　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

１　国が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行う。

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

２　県が行う連絡

県は、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

３　市の対応

市は、原子力規制委員会又は県から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合又は警戒事象に先行する事象の発生について原子力事業者から通報・連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに準備体制を立ち上げ、国、県及び関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、通報連絡を受けた事項について、必要に応じて本計画に定める防災関係機関等に連絡する。

第２　警戒事態が発生した場合

原子力発電所において、原災法第 10 条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には、警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

１　原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

２　国が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（立地町における震度６弱以上の地震、立地町沿岸を含む津波予報区における大津波警報）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対し情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう、次の要請を行う。その際、併せて気象情報を提供する。

状況	国からの要請先・要請事項
警戒事態に該当する自然災害が発生した場合	①　関係地方公共団体 ・連絡体制の確立等の必要な体制をとること
警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合	①　県 ・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力 ・緊急時モニタリングセンターの準備 ②　ＰＡＺを含む町 ・施設敷地緊急事態要避難者※の避難準備（避難先、輸送手段の確保等） ・施設敷地緊急事態要避難者※の安定ヨウ素剤の配布準備 ③　避難指示区域を含む市町村（南相馬市） ・一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備 ④　ＵＰＺ外の市町村 ・施設敷地緊急事態要避難者※の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力

※施設敷地緊急事態要避難者・・・避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

３　県が行う連絡

県は、原子力規制委員会若しくは原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

４　市の対応

市は、原子力事業者、国、県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合、その他市長が必要と認めた場合には、直ちに警戒本部体制をとる。

また、警戒事態の発生を認知したことについて、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡する。

第３　施設敷地緊急事態が発生した場合

原子力発電所において、原災法第 10 条に基づく特定事象を発見した場合には、施設敷地緊急事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

１　原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第 10 条に定める特定事象発見又は発見の通報を

受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び消防本部等、自衛隊、原子力防災専門官等にＦＡＸを送付し、電話確認を行う。

なお、電話等による連絡が困難な場合、連絡員を県及び関係市町村に派遣する。

さらに、第２報以降についても、定期又は随時、通報するよう努める。

２　国が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言の判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡する。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、次の要請を行う。

要請先	要請内容
ＰＡＺを含む町	・施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。 ・施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
避難指示区域を含む関係市町村（南相馬市）	・一時立入している住民等の退去開始
ＵＰＺを含む関係市町村（南相馬市）	・住民等の屋内退避の準備
ＵＰＺ外の市町村	・避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ ・施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力

３　原子力防災専門官等が行う連絡

原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県、関係市町村に連絡する。

また、原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行う。

４　県が行う連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次の連絡を行う。

（１）県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡する。

（２）県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生の通報を行うべき数値（５マイクロシーベルト／時）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。

また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（３ヶ月平均）＋５マイクロシーベルト／時検出時とされている。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、施設の状況を確認し、その結果を県、関係市町村に連絡する。

（３）県は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等

を随時連絡するなど、連絡を密にする。

５　関係市町村・警察本部・消防本部が行う連絡

関係市町村、警察本部、消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会〕及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行う。

６　市の対応

市は、特定事象の発生について通報連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに原子力災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等のほか、関係する所属機関等に対しても連絡する。

第４　全面緊急事態が発生した場合

発電所において、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

１　原子力事業者からの通報連絡

発電所において、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合、直ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、通報文書を、ＦＡＸを送付し、電話確認を行う。

さらに、その後の事故の状況についても、定期又随時、関係機関に報告する。

また、県災害対策本部及びオフサイトセンターの原子力現地災害対策本部にも連絡する。

なお、電話等による連絡が困難な場合、連絡員を県及び関係市町村に派遣する。

２　国が行う連絡

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、避難又は屋内退避等の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書で連絡する。

なお、国〔現地対策本部又は災害対策本部〕は、事態の変化により、対象の市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、当該市町村長及び知事に対し、その指示等を文書で連絡する。

また、原子力災害対策本部は、次の指示等を行う。

要請先	要請内容
ＰＡＺを含む町	・住民等の避難実施
ＵＰＺを含む関係市町村（南相馬市）	・住民等の屋内退避の開始 ・ＯＩＬに基づく住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
ＵＰＺ外の市町村	・避難した住民の受入れ ・必要に応じて、屋内退避

３　県が行う連絡

県は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報や、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡する。

４　関係市町村・警察本部・消防本部の連絡

関係市町村・警察本部・消防本部は、発電所からの特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔危機管理総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡する。

５　市の対応

市は、発生した特定事象が原災法第 15 条に該当した場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに原子力災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等のほか、関係する所属機関等に対しても連絡する。

通報連絡系統図　（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

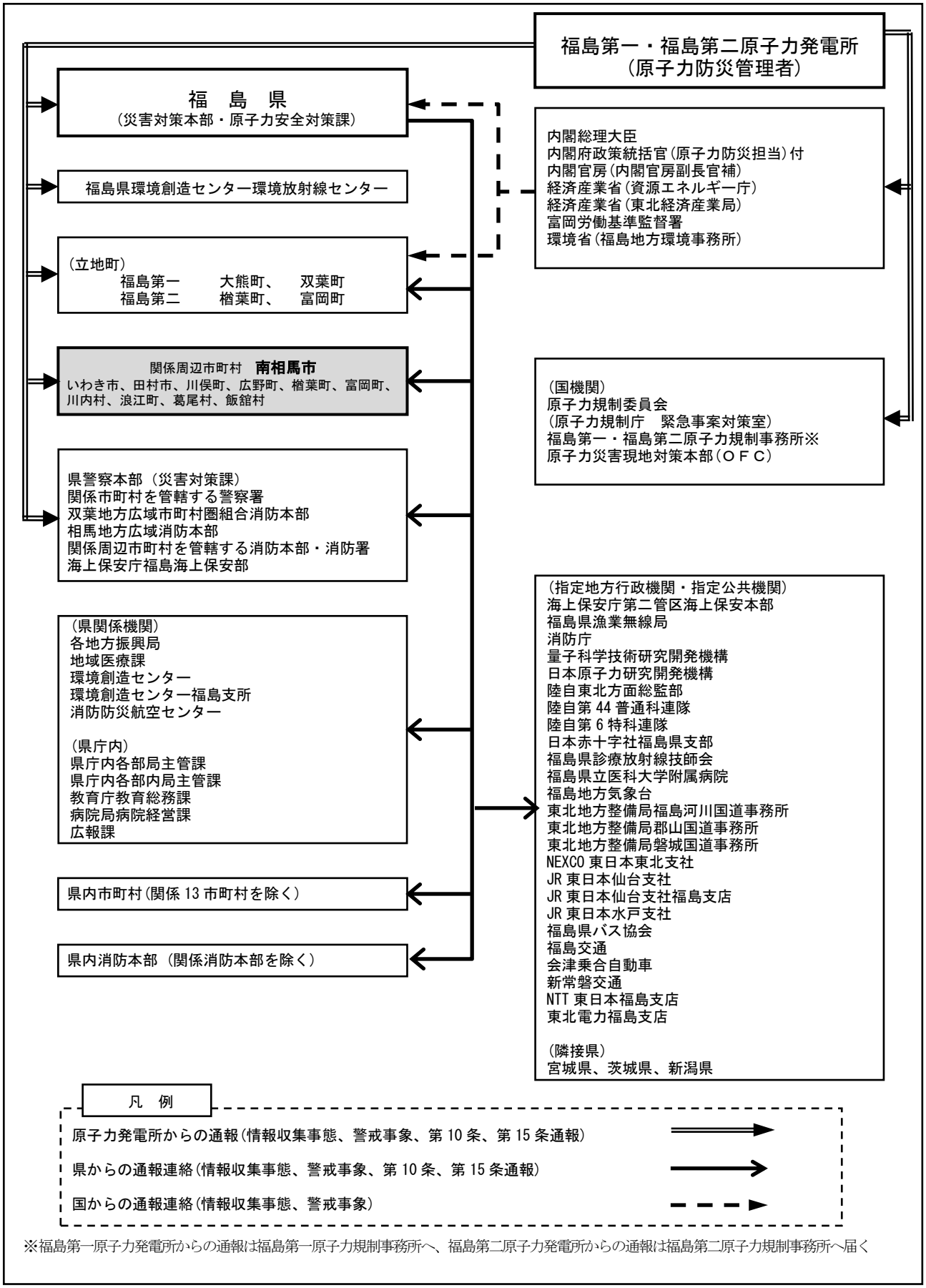

※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く

通報連絡系統図　（県モニタリングポストにより５μSv/h を観測した場合）

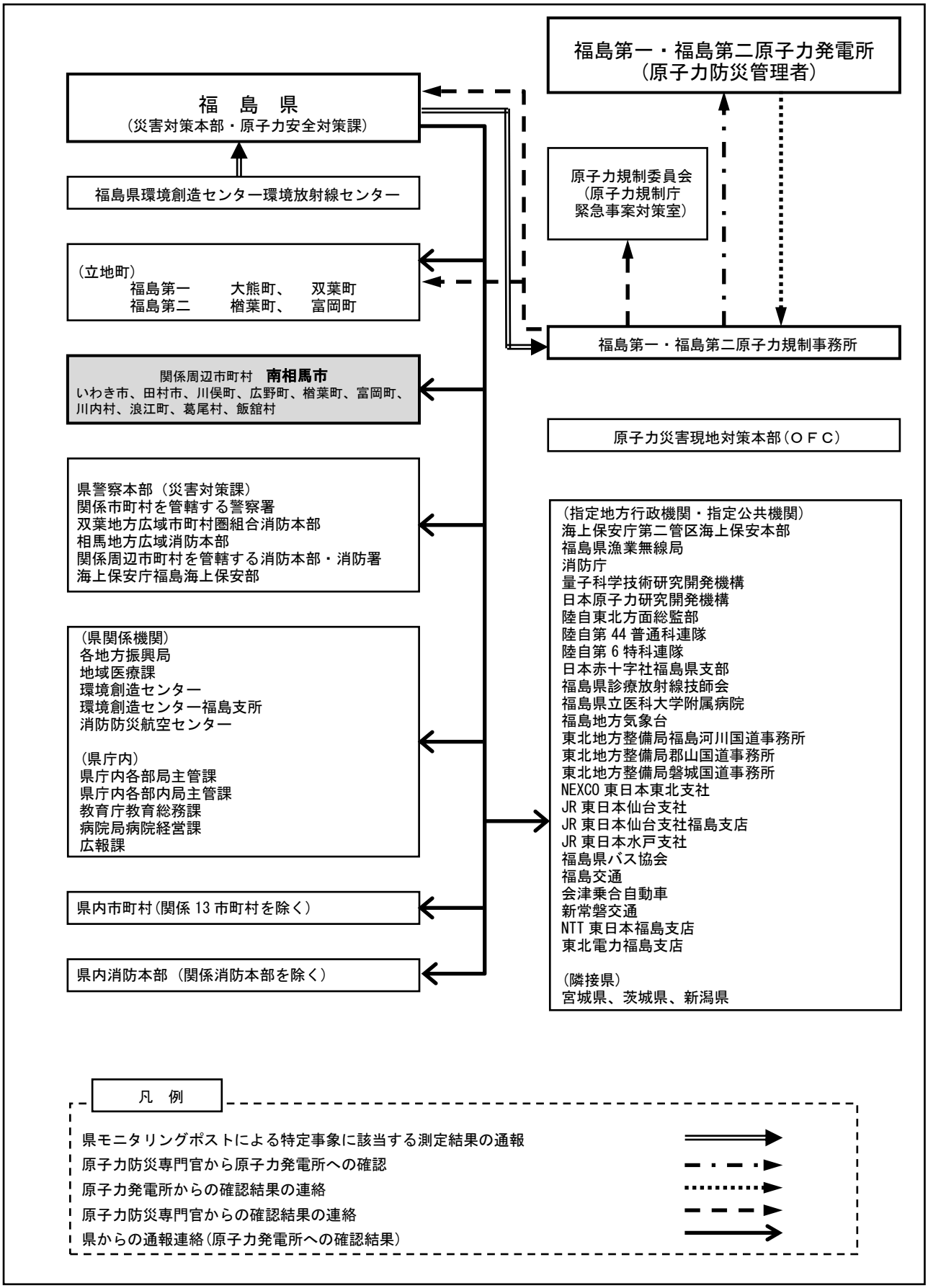

第５　一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している衛星通信回線並びに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第６　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行う。

また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難及び飲食物摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努める。

第７　複合災害時の情報収集及び対応

市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線等、あらゆる手段を活用して、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集を実施し、必要に応じ、住民への広報を行う。

第２節　活動体制の確立

第１　市の活動体制の区分

原子力災害対策本部等は、次の基準により設置する。

<table>
<tr><th>緊急事態の区分</th><th>基準</th><th>市の体制</th><th>配備体制</th></tr>
<tr><td>－</td><td>（危機管理課長が必要と認めた場合）
警戒事態には相当しないが、福島第一周辺協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合</td><td rowspan="2">準備体制</td><td rowspan="2">本部事務局員
総務部長、復興企画部長、健康福祉部長、子育て支援・健康づくり担当理事</td></tr>
<tr><td>情報収集事態</td><td>原子力施設立地町において震度５弱又は震度５強の地震を観測した場合</td></tr>
<tr><td>警戒事態</td><td>１　警戒事態発生の通報があった場合
２　市長が必要と認めた場合</td><td>原子力災害警戒本部体制</td><td>○本部長：市長
○本部員：各部長
○本部付：消防署長、消防団長、警察署長
○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班
○配備要員：各班で定める。</td></tr>
<tr><td>施設敷地緊急事態</td><td>１　施設敷地緊急事態の通報があった場合
２　発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があった場合
３　市長が必要と認めた場合</td><td rowspan="2">原子力災害対策本部体制</td><td rowspan="2">○本部長：市長
○本部員：各部長
○本部付：消防署長、消防団長、警察署長
○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班
○配備要員：各班で定める。</td></tr>
<tr><td>全面緊急事態</td><td>１　全面緊急事態の通報があった場合
２　内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
３　市長が必要と認めた場合</td></tr>
</table>

第２　準備体制

危機管理課長は､情報収集事態の発生を認知した場合等準備体制の設置基準に該当したときは、直ちに関係職員を収集し、準備体制の設置を指示する。

１　所掌事務

準備体制における所掌事務は、次のとおりとする。

（１）原子力施設の事故等に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供
（２）国、県及び関係機関との緊密な情報交換
（３）原子力災害警戒本部又は原子力災害対策本部の立ち上げ準備
（４）その他必要な事務

２　準備体制の解除

準備体制の解除は、概ね次の基準による。

（１）危機管理課長が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。
（２）原子力災害警戒本部又は原子力災害対策本部が設置されたとき。

第３　原子力災害警戒本部体制

１　原子力災害警戒本部の設置

市は、国、県及び原子力事業者から発電所における警戒事態発生の通報を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

さらに、必要に応じて、副市長を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置する。

２　所掌事務

警戒本部体制における所掌事務は、原子力災害対策本部に準じる。

３　原子力災害警戒本部体制の解除

原子力災害警戒本部体制の解除は、概ね次の基準による。

（１）本部長（副市長）が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。
（２）原子力災害対策本部が設置されたとき。

第４　原子力災害対策本部体制

１　原子力災害対策本部の設置

市は、国、県及び原子力事業者から施設敷地緊急事態、原災法第 10 条に基づく特定事象又は全面緊急事態、原災法第 15 条に基づく特定事象発生の通報を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

さらに、必要に応じて、副市長を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置する。

２　原子力災害対策本部の設置場所

本部の設置場所は、市役所（本庁舎２階政庁）とする。その他、代替場所等は一般災害対策編を準用する。

３　原子力災害対策本部の活動

本部長（市長）は、県の災害対策本部と相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策の準備等を行う。

本部長（市長）は、全面緊急事態の通報があった場合、又は内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合、又は市の状況を踏まえた市独自の判断に基づき、迅速な屋内退避等の防護措置を実施する。

４　原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

（１）原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

（２）本部長（市長）が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

●本部組織

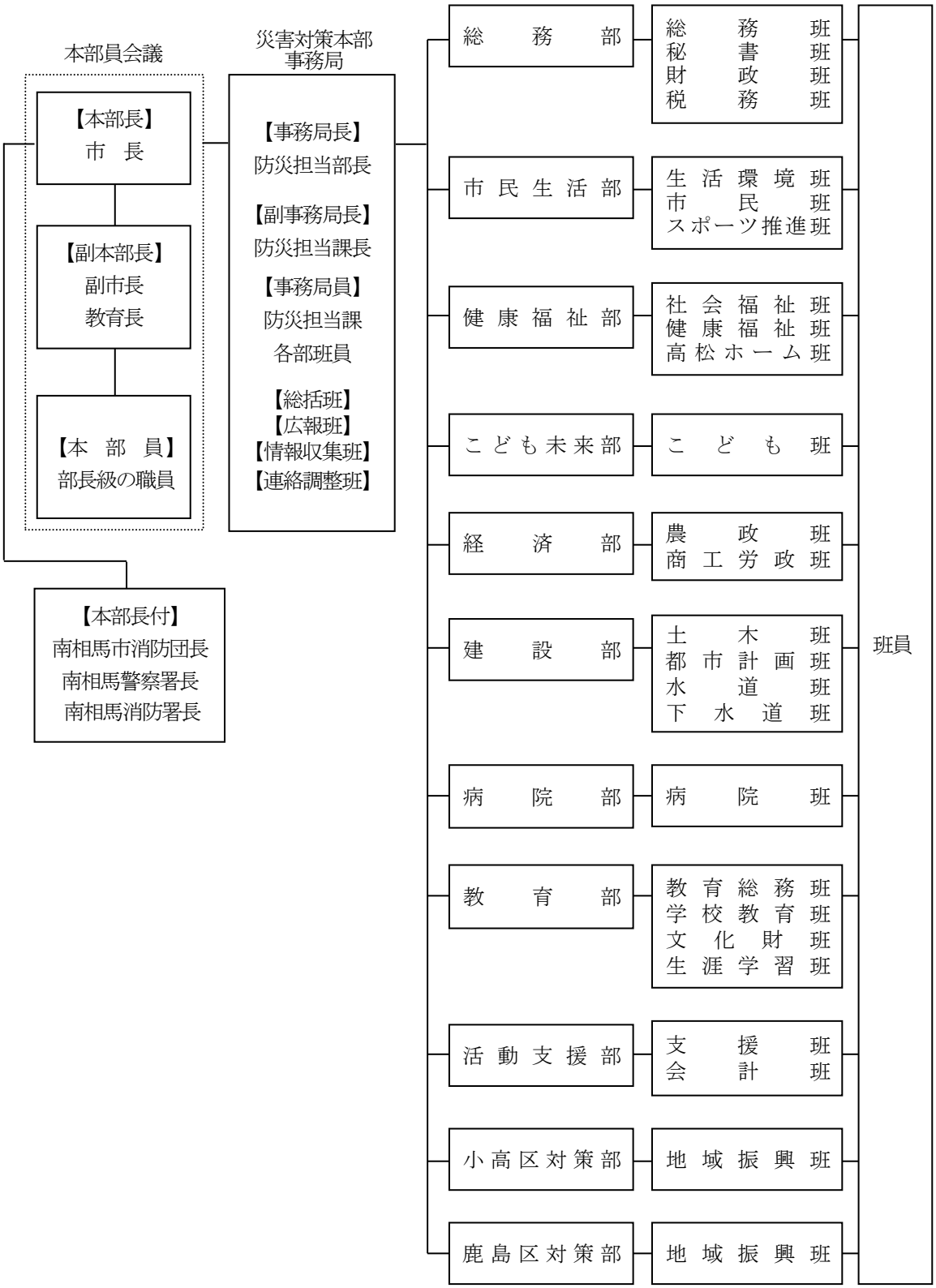
本部員会議
【本部長】
市　長
【副本部長】
副市長
教育長
【本　部　員】
部長級の職員
【本部長付】
南相馬市消防団長
南相馬警察署長
南相馬消防署長
災害対策本部
事務局
【事務局長】
防災担当部長
【副事務局長】
防災担当課長
【事務局員】
防災担当課
各部班員
【総括班】
【広報班】
【情報収集班】
【連絡調整班】
総務部
総務班
秘書班
財政班
税務班
市民生活部
生活環境班
市民班
スポーツ推進班
健康福祉部
社会福祉班
健康福祉班
高松ホーム班
こども未来部
こども班
経済部
農政班
商工労政班
建設部
土木班
都市計画班
水道班
下水道班
病院部
病院班
教育部
教育総務班
学校教育班
文化財班
生涯学習班
活動支援部
支援班
会計班
小高区対策部
地域振興班
鹿島区対策部
地域振興班
班員

第５　オフサイトセンターとの連携

１　警戒事態又は特定事象通報受信後の対応

（１）情報の収集

市は、情報収集事態又は警戒事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

（２）オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行う。

（３）現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

（４）国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

２　原子力緊急事態宣言発出後の対応

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、あらかじめ定められた職員を出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

第６　専門家の派遣要請

市は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

第７　応援要請及び職員の派遣要請等

応援要請等については、一般災害対策編第１部第３章第１節を準用する。

なお、市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めた場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第８　自衛隊の派遣要請等

自衛隊の派遣要請の要求については、一般災害対策編第１部第３章第２節を準用する。

第９　防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

１　防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意する。

２　防護対策

（１）現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備、また、後日にホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等必要な措置を図るよう指示する。

（２）市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

３　防災業務関係者の放射線防護

（１）防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

（２）市は県と連携又は市独自に職員の被ばく管理を行う。

（３）市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

（４）市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

（５）市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第10　原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

【原子力被災者生活支援チーム】

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、原子力被災者生活支援チームを設置する。

第３節　屋内退避、避難等の防護措置

市は、対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難等の防護措置を実施する。また、病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等への防護措置についても実施する。

第１　屋内退避、避難等の防護措置の実施

１　住民避難のための準備

市は、施設敷地緊急事態発生時には、直ちに住民の屋内退避又は避難のための準備として、国及び県と連携を密に図りながら、モニタリング情報や気象情報を勘案し、避難の範囲、避難道路、避難先及び受入れの調整の検討を開始する。

また、一時集合場所の開設準備、住民輸送のための車両の確保及び広報車等の準備等を行う。

２　全面緊急事態発生時の屋内退避及び避難の決定

全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難を指示する。

また、市は、内閣総理大臣から指示がない段階で、屋内退避や緊急避難が必要と判断した場合は、住民に対し屋内退避又は避難を指示する。

３　放射性物質放出後の対応

国は、放射性物質が放出されたに後は、市に対し、緊急事態の状況により、ＯＩＬに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

市長は、国が指示を行うにあたり、国から事前に伝達された指示案に対して、速やかに意見を述べる。

４　住民への情報提供

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果、市が行っている環境放射線モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、市は、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

５　住民への避難のための立退きの勧告又は指示等

市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

６　避難所の調整

市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。

この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。

７　家庭動物との同行避難

市は災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

■運用上の介入レベル（ＯＩＬ：Operational Intervention Level）と防護措置

対策指針では、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があることから、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき、必要な防護措置を実施することが必要となる。そのため、次表のとおり、これらの防護措置の実施を判断する基準として、運用上の介入レベル（ＯＩＬ：Operational Intervention Level）を定めている。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm※3（皮膚から数 cm での検出器の計数率）			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
			β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】（皮膚から数 cm での検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h（地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6（地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３ 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４ ※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
※９ ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第２　屋内退避又は避難の方法

１　屋内退避

屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。

市は、住民等に屋外に出ないよう市防災行政無線及び広報車の巡回等により、指示する。屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供する。

２　避難

（１）一時集合場所への集合

市は、あらかじめ定める避難計画により、避難先、及びバスによる集団避難のための一時集合場所を指定し、住民等に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに住民等を集合させる。

（２）避難所への輸送

市は、あらかじめ定める避難計画により、防災関係機関の車両等の応援、又は、必要に応じ、一般車両所有者等の協力を得て、一時集合場所に集合した住民等を避難先へ輸送する。

また、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援や県に支援を要請する。

（３）一時集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

一時集合場所に自力で集合することが不可能な者については、市職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施する。

（４）避難路の通行確保

警察官又は消防署員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

（５）避難状況の把握

市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認し、避難漏れ等のないよう配慮する。

第３　避難所等

１　避難所の開設及び周知

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

２　避難者の情報把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所の避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告

を行う。

また、行政区長、民生委員・児童委員、介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。

３　良好な生活環境づくり

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好となるよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

避難の長期化に際しては、プライバシーの確保、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握、家庭動物のためのスペースの確保などの措置を講じるよう努める。

４　心のケア対策

市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

５　女性や子育て家庭に配慮した運営

市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

６　避難所の早期解消

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

７　応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、国及び県と協議の上、建設する。建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

第４　広域一時滞在

１　市は、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合、原則として、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

２　市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

３　県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
　また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を当該市に代わって行う。
４　国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。

第５　安定ヨウ素剤の予防服用

市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は市独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。
ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

第６　避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

第７　要配慮者への配慮

１　避難所等での配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者及び障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

２　病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者及び見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

３　社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

第８　学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。
また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡する。

第９　不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

第 10　警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

第 11　飲食物、生活必需品等の供給

市は、県及び防災関係機関等と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過や季節、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。

市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第４節　治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議する。

特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努める。

第５節　飲食物の出荷制限、摂取制限等

１　国は、放射性物質が放出された後、ＯＩＬに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示する。市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

２　国は、ＯＩＬに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置する。

３　市は、対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は市独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

　また、市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第６節　緊急輸送活動

第１　緊急輸送活動

１　緊急輸送の順位

市は、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

順　位	輸　送　内　容
第１順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
第２順位	避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第３順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第４順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第５順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

２　緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりである。

（１）救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
（２）負傷者、避難者等
（３）対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
（４）避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
（５）食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
（６）その他緊急に輸送を必要とするもの

３　緊急輸送体制の確立

（１）市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
（２）市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請する。また、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。
（３）市は、（２）によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第２　緊急輸送のための交通確保

市は、原子力災害合同対策協議会において、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡を図り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第７節　救助・救急、消火及び医療活動

第１　救助・救急及び消火活動

市は、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する。

また、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県及び原子力事業者等に対し、応援を要請する。さらに、市の現有の消防力では対処できない場合は、県に対し広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を要請する。

なお、要請時には次の事項に留意する。

（１）救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
（２）応援要請を行う消防機関の種別と人員
（３）市への進入経路及び集結（待機）場所　など

第２　医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、避難退域時検査及び簡易除染等原子力災害医療について協力する。

第８節　住民等への的確な情報伝達活動

第１　住民等への情報伝達活動

１　情報伝達

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

（１）情報の発信元を明確にし、予めわかりやすい例文を準備する。
（２）利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。
（３）情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

２　情報の一元化等

市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係市町村、原子力事業者等と相互に連絡をとり、情報の一元化に留意する。

３　提供する情報の種類

市は、周辺住民のニーズを十分把握し、次の情報を提供する。

（１）原子力災害の状況
　ア　原子力事業所等の事故の状況　　イ　モニタリングの結果
　ウ　気象情報　等
（２）農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況

（３）市が講じている施策に関する情報
（４）交通規制
（５）避難経路や避難所等周辺住民に役立つ情報

４　情報提供手段

市は、情報伝達にあたって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、エリア放送（みなみそうまチャンネル）、市ホームページ及び広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て、情報を提供する。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

【市の広報体制】

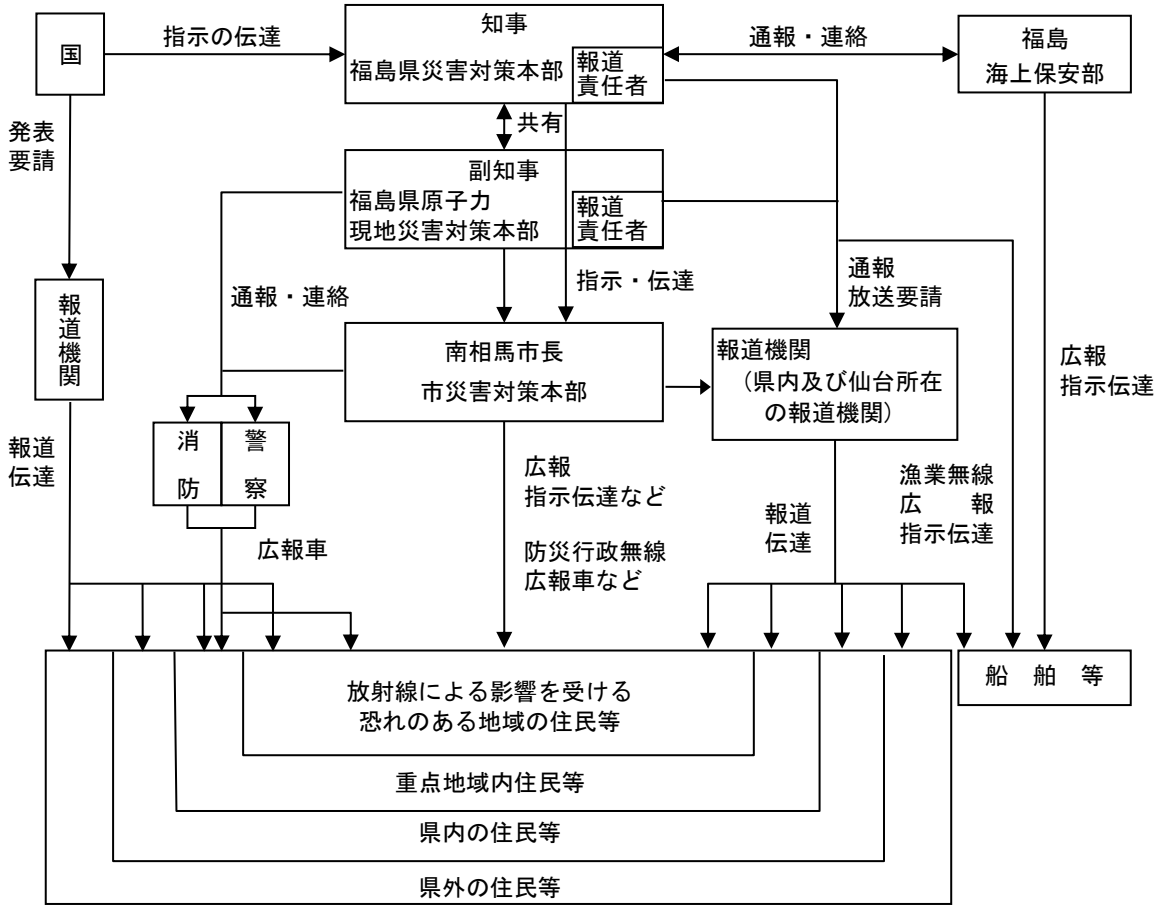

参考：福島県地域防災計画　　住民等に対する広報及び指示伝達系統図

第２　住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた相談窓口の設置、人員の配置等を行う。

安否情報の提供については、一般災害対策編第１部第６章第１節を準用する。

第９節　自発的支援の受入れ等

市は、国内・国外からの支援申し入れに対し、適切に対応する。

第１　ボランティアの受入れ

市は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアに対する住民等のニーズを把握し、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保する。

ボランティアの受入れについては、一般災害対策編第１部第 18 章第１節を準用する。

第２　国民等からの義援物資、義援金の受入れ

１　義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、リスト及び送り先を国の原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて公表する。

なお、原則として、市への個人からの義援物資は受け入れないものとする。

義援物資の受入れについては、一般災害対策編第１部第８章第４節を準用する。

２　義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金について定める。詳細については、一般災害対策編第２部第２章第１節を準用する。

第 10 節　行政機関の業務継続に係る措置

市は、庁舎避難のための立退きの勧告又は指示の地域に含まれる場合、住民等が避難完了後に、あらかじめ定めた退避先へ退避する。

退避した後は、業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務を継続して実施する。

第４章　原子力災害中長期対策

本章は､原災法第 15 条第４項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものである。これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第１節　緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第２節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。

第３節　放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第４節　各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認する。

第５節　災害地域住民に係る記録等の作成

第１　災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第２　災害対策措置状況の記録

市は、市域の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。

第６節　被災者等の生活再建等の支援

１　市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

その際には、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報や総合的な相

談窓口等を設置する。

２　市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

３　市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等を進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第７節　風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、農産物や海産物などの風評被害への対策として、科学的拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

農業の再構築にあたっては、既に配備されている放射性物質・放射線測定器等をより効果的に活用し、客観的なデータをわかりやすく適時適切に示すことにより、消費者の信頼回復を図る。

第８節　被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第９節　心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。